

資料編

1 都市農業振興計画の策定経過

(1) 主な経過

年	月	内容
令和 2 年	7 月	・ 令和 2 年度第 1 回秦野市都市農業振興計画推進委員会開催 (都市農業振興計画の進行状況、改定に向けた協議)
	10 月	・ 第 2 回秦野市都市農業振興計画推進委員会開催 (都市農業振興計画素案の協議)
令和 3 年	1 月	・ 第 3 回秦野市都市農業振興計画推進委員会開催 (都市農業振興計画案の協議) ・ 都市農業振興計画案の作成
	2 月	・ 都市農業振興計画案の公表 (自由意見の募集)
	3 月	・ 第 4 回秦野市都市農業振興計画推進委員会開催 (都市農業振興計画最終案の協議) ・ 都市農業振興計画最終案の作成 ・ 都市農業振興計画の決定

(2) 秦野市都市農業振興計画推進委員会委員名簿

令和3年3月現在

No.	職名	氏名	備考（団体名・役職名等）
1	会長	竹本 田持	明治大学農学部教授
2	副会長	山口 孝嘉	農業経営士会会長
3	委員	有山 公崇	(株)流通研究所取締役主任研究員
4	〃	宮村 俊男	秦野市農業委員会会長
5	〃	北村 睦	秦野市認定農業者協議会会長
6	〃	山口 哲治	秦野市農業協同組合青年部委員長
7	〃	熊澤 淳子	秦野市農業協同組合女性部部长
8	〃	小澤 美代	秦野市食生活改善推進団体副会長
9	〃	高井 鏡子	前ユーコープかながわ理事
10	〃	谷口 嘉信	秦野市観光協会専務理事
11	〃	小林 俊彦	秦野商工会議所事務局長
12	〃	山岸 一章	秦野市農業協同組合営農部長
13	〃	高村 眞由美	湘南地域県政総合センター地域農政推進課長

(3) 秦野市都市農業振興計画推進委員会規則

(平成 26 年 9 月 5 日規則第 37 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和 33 年秦野市条例第 6 号)

第 2 条の規定により設置される秦野市都市農業振興計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 委員会は、13 名の委員により組織する。

2 委員会の委員(臨時委員を含む。第 6 条、第 7 条、第 9 条及び第 10 条において同じ。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 4 条 臨時委員は、必要の都度市長が委嘱する。

2 臨時委員は、委嘱の目的に係る審議又は調査に加わり、その目的に係る答申又は建議が終了したときに、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第 6 条 委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の所掌事務は、会長が委員会に諮って定める。

3 専門部会は、会長が委員会に諮って指名する委員により構成する。

4 専門部会に部会長を置き、その構成員の互選により定める。

5 部会長は、専門部会の会務を総理する。

6 部会長に事故があるときは、専門部会の構成員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

7 部会長は、必要に応じて審議の経過又は結果を直近に開催される委員会の会議で報告するものとする。

(会議)

第 7 条 委員会又は専門部会の会議(以下「会議」という。)は、それぞれ会長又は部会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員会又は専門部会それぞれの構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会又は専門部会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、会議の秩序維持のためその他会議の運営上必要があると認めるときは、委員会又は専門部会の議決により非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第9条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。

2 議事録には、委員会については会長及び会長が指名した委員1名が、専門部会については部会長及び部会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、農政主管課において処理する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会又は専門部会の運営について必要な事項は、会長又は部会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(4) 秦野市都市農業振興計画に関する提言書

令和3年3月29日

秦野市長 高 橋 昌 和 様

秦野市都市農業振興計画推進委員会
会 長 竹 本 田 持

秦野市都市農業振興計画について（提言）

現在、秦野市において計画されている「秦野市都市農業振興計画」（案）について、本委員会において慎重に議論いたしました。

つきましては、別添のとおり提言します。

秦野市都市農業振興計画に関する提言書

農業者の高齢化や後継者不足が進行する状況下において、近年、頻発する自然災害や異常気象、深刻化する鳥獣被害に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による農産物価格の低迷や新たな生活様式への対応など、農業経営はこれまで以上に厳しさを増しています。

そのような中、令和3年度に予定されている中学校完全給食の開始と新東名高速道路秦野サービスエリアスマートインターチェンジ（仮称）の開通は、秦野市の農業振興を図る絶好の機会となり得ます。

新たに策定する計画では、引き続き、将来像に掲げた「多様な担い手がつなぐ、農の恵みが溢れる都市（まち）」の実現に向け、このような時代の変化への対応も求められます。

このため、下記の点に留意しつつ、農業者はもとより市民、関係機関及び行政がそれぞれの役割を理解し、より一層の協力、連携のもとで計画が着実に推進されることを要望します。

1 経営・担い手について

- (1) 担い手が減少する中、農業が魅力ある産業として選択されるよう、質の高い経営の実践者を育成するとともに、将来を担う若い世代や定年帰農者など多様な担い手の確保に向け、農業の魅力を発信していくことが重要である。そのためには、誰もが気軽に農業に触れ合う機会を創出することが必要である。
- (2) 鳥獣及び病害虫被害は年々増加傾向にあり、今後、より深刻になることが懸念されることから、被害軽減に加えジビエ利用など捕獲後の活用に向け、地域、関係団体及び行政が一体となり対策を講ずるとともに近隣自治体との情報共有、連携を密にして取り組む必要がある。

なお、ジビエ利用を検討するに当たっては、地産地消の観点から市内飲食店等との連携が必要である。

2 農地について

- (1) 農地及び農道の基盤整備を推進するとともに地域と連携した農地の利用集積を図り、営農の基盤となる農地を保全する必要がある。
- (2) 担い手の減少や大規模な自然災害が多発する中、食料供給のための生産基盤、防災空間や良好な景観形成等の多面的機能及び名水を育む地下水かん養など農地が持つ様々な役割に鑑み、維持・保全に努める必要がある。

また、都市農業振興基本法の趣旨に鑑み、市街化区域内の農地についても特定生産緑地制度の活用等による維持、保全及び多面的機能が有効に発揮されるよう努める必要がある。

3 生産・販売について

- (1) 学校給食への秦野産農産物の安定供給及び更なる供給量拡大を図るためには、取引価格など農業者が安心して生産できる仕組みづくりが必要である。
また、学校給食をはじめ、農業に関して学習する場や農業に触れ合う機会の提供など幅広い食農教育に取り組んでいく必要がある。
- (2) 優良農産物の生産拡大及び他産業との連携等による付加価値の向上を図るとともに優良農産物等登録認証制度の周知に努め、消費拡大を図る必要がある。
- (3) 新型コロナウイルス感染症等に対応した生産方法の確立及び販路を確保する必要がある。

4 市民交流について

- (1) 高齢社会が進行する中、体験型農業や農業参画を推進するうえで市民の役割は一層高まっていることから、新東名高速道路の開通による外需の増加に加え、市民からの内需にも目を向けた観光農業及び農業参画の取組を推進する必要がある。
- (2) 観光農業の推進に当たっては、他の観光資源や他産業との連携など地域一体となった相乗効果のある取組を推進する必要がある。

2 前計画における目標設定一覧（計画期間：平成28年度～令和2年度）

No.	重点施策・事業名	指標名（定義等）	現状値 （H26）	目標値 （R2）	目標設定の考え方
基本目標Ⅰ：農業経営の安定化と担い手の育成・確保					
1	認定農業者の育成	認定農業者数	89人	100人	過去5年間の平均新規認定数は約3人だが、今後、高齢等を理由に未更新者が増えることを考慮し、毎年およそ2名の増加を図る。
2	農業経営の合理化の促進	認定農業者の経営改善計画の達成率	62%	68%	総合計画と整合を図り、5年間で68%の達成率を目指す。
3	新たな担い手の育成・確保	就農者数（市民農業塾修了者及び認定新規就農者で農業を継続している者）	50人	74人	毎年4人の新規就農を目指すとともに、既就農者が営農継続するための支援を行う。
基本目標Ⅱ：農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用					
4	鳥獣被害防除対策	農作物年間被害面積（農協鳥獣被害調査）	54ha	33ha	関係機関や団体等と連携し、鳥獣被害の減少の取り組み、毎年3.5haの被害面積の減少を図る。
5	耕作放棄地・荒廃農地の解消	荒廃農地年間解消面積（荒廃農地解消ボランティア事業及び農地流動化促進事業により利用権を設定した面積）	80a	100a	担い手への積極的なマッチング活動により、5年間で20aの増加を図る。
6	農地の利用集積の促進	農用地利用権設定面積	48ha	72ha	関係機関との連携及び積極的なマッチング活動により、毎年、直近の新規設定面積である4haの増加を図る。
基本目標Ⅲ：安全な農産物の生産・消費による地産地消の実現					
7	地産地消の推進	地産地消サポーター協力店数	32事業所	38事業所	制度のPR等により、新たな協力店の確保に努め、毎年1事業所の増加を図る。
		小学校給食における秦野産農産物(kg)の占める割合(年間)	31.5%	33%	農産物供給団体との連携により、5年間で1.5%の増加を図る。
8	環境にやさしい農業の推進	優良農産物登録認証件数	3件	9件	制度のPRや関係団体との連携により、毎年1件の増加を図る。
9	特産・振興農産物の普及・拡大	落花生の作付面積（落花生生産振興に係る本市の補助事業対象者の作付面積）	1,002a	1,300a	落花生の生産量の拡大を図るため、支援制度のPR等により、毎年50aの作付面積の増加を図る。
基本目標Ⅳ：農業に対する理解の促進と交流の活性化					
10	体験型農業の拡充	体験型農業（オーナー制度含む）参加区画数	250区画	300区画	関係団体との連携により、毎年10区画の増加を図る。（実施時期の重複等により新規事業を増やすことが難しいため、区画数の増加を図る目標に修正するもの。）
		はだの農業満喫CLUB会員登録者数	374人	495人	関係機関や事業実施団体と連携し、毎年20人の増加を図る。
11	食農教育の推進	小学生・親子農業体験事業参加者数（アイデア料理コンテスト、小学生農業体験、ちゃぐりんスクール、親子地場産野菜教室）	690人	750人	事業実施団体との連携を図り、毎年10人の増加を図る。

3 前計画の進行状況について

(1) 把握時点

令和2年3月31日

(2) 把握方法

ア 指標の推移

都市農業振興計画では、計画期間中に特に重点的に実施する取組を「重点施策・事業と位置付け、令和2年までに実現を目指す目標値（全13指標）を掲げた。

この指標の推移を下記判断区分（資表 1-1）に基づき、「目標値達成」、「上昇」、「横ばい」及び「下降」の4区分に分類した。

●資表 1 指標の推移区分

区 分	基 準
目標値達成	目標値を達成したもの
上昇	策定時から目標値にかけて上昇率が20%以上のもの
横ばい	策定時と数値が横ばいで目標値を達成できなかったもの
下降	策定時から目標値にかけて下降率が20%以上のもの

(2) 各事業の取組結果

都市農業振興計画では、基本目標に掲げる4つの分野に沿って、計画期間中に実施する事業を「具体の取組」として全92事業を位置付けた（重複掲載事業については、1事業としてカウント）。

この取組結果を、「完了」、「取組中」、「未着手」の3区分に分類し、振興計画全体の進行状況を把握することとした。

(3) 結 果

ア 指標の推移

(7) 総 括

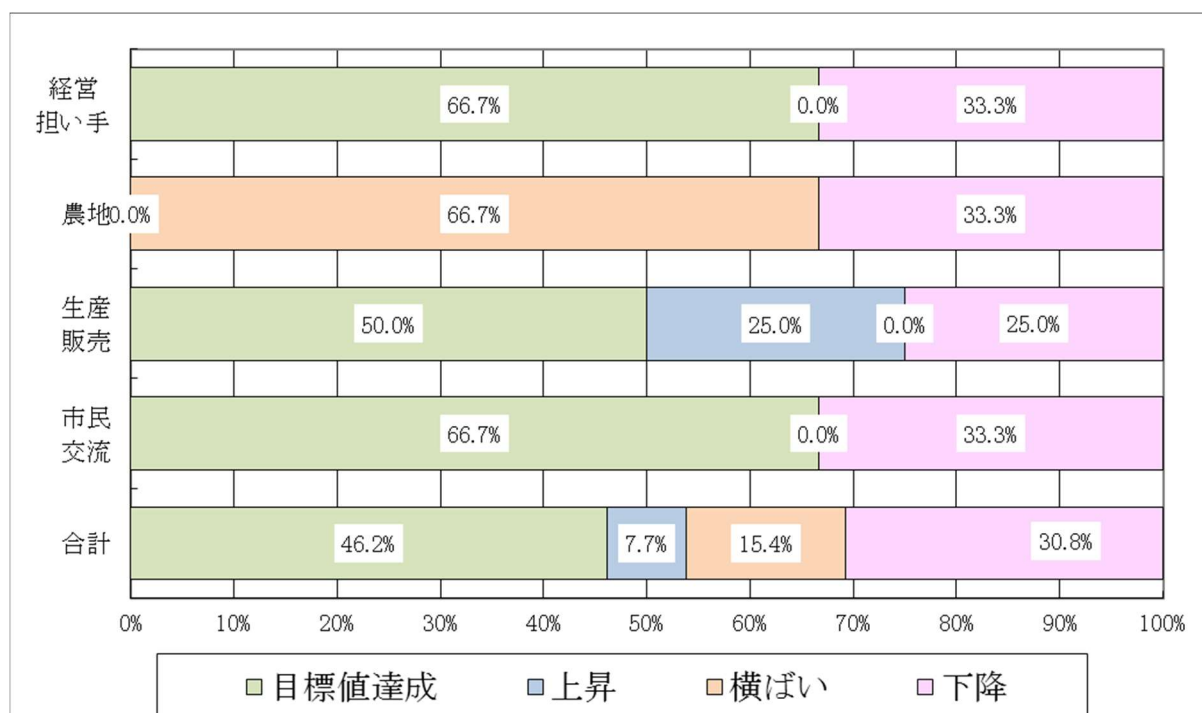
重要施策13指標の推移は、「目標値達成が6指標（46.1%）」、「上昇が2指標（15.4%）」、「横ばいが1指標（7.7%）」及び「下降が4指標（30.8%）」であった。

基本目標別（4分野）で見ると、目標値達成及び上昇の割合が高い順で、「生産・販売（75%）」、「経営・担い手（66.7%）」「市民交流（66.7%）」、「農地（33.3%）」となっている。下降の指標では、平成31年3月の段階で1指標あったが（7.7%）、令和2年3月には4指標となった。（30.8%）（図表2-1・2-2 参照）

●資表2 指標の推移（策定時と比較）

区分	指標数	割合
目標値達成	6	46.1%
上昇	2	15.4%
横ばい	1	7.7%
下降	4	30.8%
合計	13	—

●資図2 指標の推移（基本目標別）



(イ) 目標値達成及び下降している指標

目標値を達成している指標（6指標）及び策定時より数値が下降している指標（4指標）は次のとおり。（資表3-1・3-2 参照）

●資表 3-1 目標値を達成した指標

No.	重点施策・事業名	指標名（定義等）	策定時 (H28. 3)	目標値 (R3. 3)	現状値 (H29. 3)	現状値 (H30. 3)	現状値 (H31. 3)	現状値 (R2. 3)	評価
1	農業経営の合理化の促進	認定農業者の経営改善計画の達成率	62% (H26年)	68%	83%	77%	75%	80%	認定農業者の経営改善に向けた自主的な取り組み及び規模拡大に対する支援等により、目標値を上回った。
2	新たな担い手の育成・確保	就農者数（市民農業塾修了者及び認定新規就農者で農業を継続している者）	50人 (H26年)	74人	66人	67人	71人	76人	認定農業者の経営改善に向けた自主的な取り組み及び規模拡大に対する支援等により、目標値を上回った。
3	地産地消の推進	地産地消サポーター協力事業所数	32事業所 (H26年)	38事業所	32事業所	37事業所	42事業所	47事業所	定期的に広報媒体を活用し制度の周知を図ったことから昨年度に加え地産地消サポーター協力事業者の新規獲得ができた。
4	特産・振興農産物の普及・拡大	落花生の作付面積 ※補助金申請面積	1,002a	1,300a	1,685a	1,559a	1,749a	1,886a	前年度の補助制度活用者への周知及び広報媒体等を利用した制度のPRにより作付面積の増加に繋がった。
5	体験型農業の拡充	体験型農業参加区画数	250 区画数 (H26年)	300 区画数	303 区画数	350 区画数	360 区画数	344 区画数	市内の中心的担い手に声掛けを行うことで事業の周知を図り、新たな品目を増やす等に努めることで目標値を上回った。
6	体験型農業の拡充	はだの農業満喫CLUB会員登録者数	374人 (H26年)	495人	604人	626人	644人	669人	農業関係のイベント時に案内することにより、目標値を上回った。

●資表 3-2 策定時より数値が下降した指標

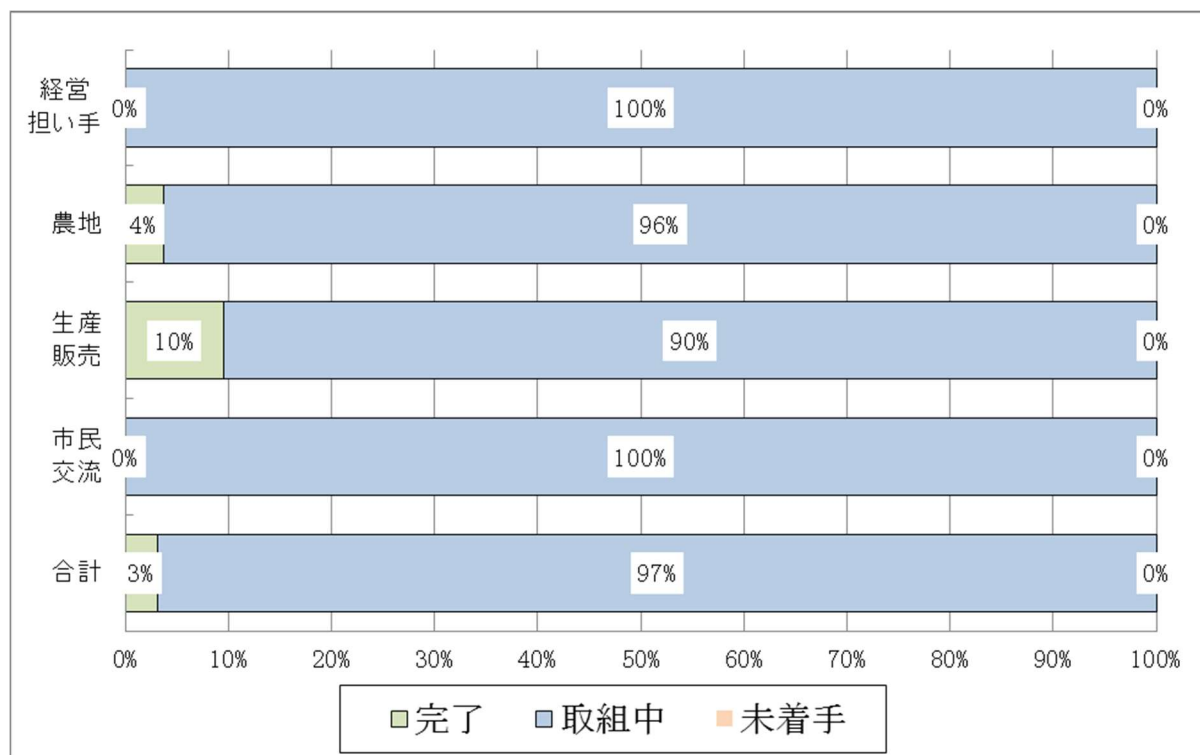
No.	重点施策・事業名	指標名(定義等)	策定時 (H28. 3)	目標値 (R3. 3)	現状値 (H29. 3)	現状値 (H30. 3)	現状値 (H31. 3)	現状値 (R2. 3)	評価及び今後の対応
1	認定農業者の育成	認定農業者数	89人 (H26年)	100人	86人	88人	86人	85人	新規認定者1人、認定期間満了者2人が未更新であったため、減となった。 今後は家族経営協定も含めた新規認定者の掘り起こし等により増加に努める。
2	耕作放棄地・荒廃農地の解消	耕作放棄地・荒廃農地年間解消面積 (荒廃農地解消ボランティア事業及び農地流動化促進事業により利用権設定した面積)	80a (H26年)	100a	87a	86a	83a	39a	荒廃農地解消ボランティア事業により、耕作放棄地の解消に努めた。 農地流動化促進事業については、主に新規就農者が活用をしていたが、荒廃農地でなくとも借りられる農地が増えていることから、令和元年度は実績がなかった。 利用権の設定はないものの荒廃農地の解消に取り組んだ面積は24aだった。 今後も、事業のPRや活動の推進を図り、耕作放棄地の解消面積の増加に努める。
3	地産地消の推進	小学校給食における秦野産農産物(kg)の占める割合	31.5% (H26年)	33%	28.6%	28.7%	31.5%	30.7%	天候の影響や鳥獣被害による収量減、また、規格に合致せず給食用として供給できなかったことにより数値の減少となった。 引き続き供給団体と連携を取りながら使用拡大を図る。
4	食農教育の推進	小学生・親子農業体験事業参加者数 (アイデア料理コンテスト、小学生農業体験、ちゃぐりんスクール、親子地場産野菜教室)	690人 (H26年)	750人	627人	781人	723人	637人	学校単位での参加が1校分減ったことから減少となった。 再度学校単位での参加等と呼びかけ参加者数増加を図る。

イ 各事業の進行状況

(7) 総括

全92事業の進行状況は、「完了が2事業（2.2%）」「取組中が90事業（97.8%）」という結果となっている。

●資図4 各事業の進行状況



(イ) 完了事業

完了事業は次のとおり。（資表5 参照）

●資表5 完了の事業

No.	区分	主な施策・事業	具体の取組み	これまでの取組内容
1	Ⅱ 農地 Ⅲ 生産・販売	・多面的機能の活用 ・観光農業資源の整備・活用	・遊休農地等への花畑づくり ・遊休農地等での景観作物の植栽による花畑づくり	遊休農地への菜の花等の作付により、農地の荒廃化防止及び観光資源の整備に努めた。 今後は摘み取り園等の体験型農園の整備により、より一層の誘客を図ることとするため当事業は完了とする。 【実績】 H28年度作付面積 12,000㎡ H29年度作付面積 12,580㎡ H30年度作付面積 36,584㎡
2			・観光花園の推進	

(4) まとめ

各事業の進行状況については、全92事業のうち2事業が完了となり、90事業が取組中となっていることから、全体として概ね順調に推進が図られたと判断できる。

また、重点施策・事業の直近の実績について見ると、全13の指標のうち、目標値を達成しているものが6事業で5割近くを占め、上昇している2事業を含めると6割以上となるが、横ばい及び下降している事業が4割近くを占める状況となっている。

計画策定後4年間の推移を見てみると、年々、着実に取組の成果が表れ、目標達成または数値が上昇している指標があるものの、計画策定当初からあまり数値が変わっていないものや数値が徐々に下降している指標もある。

次期計画については、これまでの取組を踏まえつつ、新たに策定される新総合計画等との整合を図りながら策定する必要がある。

4 目標設定一覧（計画期間：令和3年度～令和7年度）

No.	重点施策・事業名	指標名（定義等）	策定時 (2. 3)	目標値 (8. 3)	目標設定の考え方
基本目標Ⅰ：農業経営の安定化と担い手の育成・確保					
1	認定農業者・地域の中心経営体の確保	人・農地プランの掲載者数	95人	113人	毎年認定農業者2人、新規就農者1人を新規掲載する。
2	農業経営の合理化の促進	認定農業者の経営改善計画の達成率	80%	80%	過去5年間（R1:80.2%、H30:75.0%、H29:72.1%、H28:82.2%、H27:78.0%）の平均値:77.5%を参考として目標値を設定。
3	新たな担い手の育成・確保	新規就農者数	84人	114人	毎年5人の新規就農を目指すとともに、既就農者が営農継続するための支援を行う。
基本目標Ⅱ：農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用					
4	鳥獣被害防除対策	鳥獣被害対策重点取組地域数	—	8地域	毎年度新たな重点取組地域を選定していき、最終的に市内全域（本町・南・東・北・大根・鶴巻・西・上の8地域）での地域ぐるみの鳥獣被害対策の支援の実施を目標とする。
5	農道・農地の整備、維持管理	農道の整備延長	—	480m (戸川、柳川、ほか新規2地区)	全体延長480mを令和3年から5か年で4地区の工事を計画、各年度末における累計の延長を設定。
6	農地の利用集積の促進	農地利用集積面積	52ha	64ha	関係機関との連携及び積極的なマッチング活動により、毎年、直近の設定増加面積である2haの増加を図る。
基本目標Ⅲ：安全な農産物の生産・消費による地産地消の実現					
7	地産地消の推進	地産地消サポーター協力事業所数	47事業所	55事業所	制度のPR等により新たな協力店の確保に努め、5年間で8店舗の増加を図る。
		学校給食の食材に占める地場産物の利用率	37.2%	50%	農産物供給団体との連携により、5年間で50%を目指す。（秦野市教育振興基本計画と整合）
8	環境にやさしい農業の推進	優良農産物登録認証件数	7件	12件	制度のPR等により、新たな協力店の確保に努め、毎年1事業所の増加を図る。
9	特産・振興農産物の普及・拡大	落花生の作付面積 ※補助金申請面積	1,886a	1,950a	落花生の生産量の拡大を図るため、支援制度のPR等により、毎年10a程度の作付面積の増加を図る。
基本目標Ⅳ：農業に対する理解の促進と交流の活性化					
10	体験型農業の拡充	体験型農業参加区画数	344区画	375区画	関係団体との連携により、毎年5区画の増加を図る。 ※コロナ禍を踏まえ当面は縮小して実施することから参加者数が少なくなることを考慮
		はだの農業満喫CLUB会員登録者数	250人 ※R2.10時点	590人	関係機関や事業実施団体と連携し、毎年100人の増加を図る。
11	食農教育の推進	小学生・親子農業体験事業及び学校等における食農教育の実施回数	101回	503回	事業実施団体との連携し、実施回数の増加を図る。 ※実施回数は計画期間中の累計とする。

5 目指す営農モデル

(1) 本市の農業の中核的な担い手となる認定農業者の具体的な経営の指標

年間農業所得 概ね650万円（1個別経営体当たり）
 概ね550万円（主たる従事者1人当たり）
 年間労働時間 1,800～2,000時間（主たる従事者1人当たり）

上記の農業経営の指標を、本紙における主要な営農類型で示すと次の通りです。

〔個別経営体〕（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
① 施設トマト ・キュウリ	<作付面積> 促成トマト 0.2ha 半促成トマト 0.2ha 抑制キュウリ 0.4ha 小計 0.8ha バレイショ、キャベツ等 0.8ha <経営面積> 施設面積 0.5ha 畑 0.5ha 計 1.0ha	<資本装備> 硬質プラスチックハウス 2,000㎡ 大型ビニールハウス 2,000㎡ 自動カーテン・暖房機・燃料タンク・動力噴霧機・トラクター・管理作業機・作業舎兼農機具庫・車庫・トラック・パソコン <その他> ・授粉用昆虫（マルハナバチ）を利用した作業省力化 ・防虫ネット、ラノーテープ、微生物農薬等を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化 ・養液分析、診断に基づく肥培管理による生産安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用の確保による過重労働の防止
② 施設イチゴ ＋ 露地野菜	<作付面積> 促成早出イチゴ 0.14ha 促成普通イチゴ 0.1ha 小計 0.24ha カンショ、バレイショ、キャベツ等 1.1ha <経営面積> 施設面積 0.3ha 畑 0.7ha 計 1.0ha	<資本装備> 大型ビニールハウス 2,400㎡ 自動カーテン・暖房機・燃料タンク・トラクター・管理作業機・動力噴霧機・作業舎兼農機具庫・車庫・トラック・パソコン <その他> ・授粉用昆虫（ミツバチ）を利用した作業省力化 ・防虫ネット、ラノーテープ、天敵等を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化 ・新技術を利用した良質苗の生産及び生産の安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同販売による市場での有利販売体制の確立 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
③ 温室バラ	<作付面積等> バラ 0.33ha <経営面積> 施設面積 0.6ha 水田 0.2ha 計 0.8ha	<基本装備> ガラス室(鉄骨アルミ) 1,650 m ² 硬室フィルムハウス 1,650 m ² 暖房用配管・燃料タンク・ボイラー 室・冷蔵庫・薬散用動噴他・灌水施設・作業舎・倉庫・車庫・耕運機・トラック・水槽 <その他> ・消費者ニーズに対応した多品種栽培 ・温室は複合環境制御による自動・省力化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮
④ 温室 カーネーション	<作付面積等> カーネーション 0.33ha <経営面積> 施設面積 0.6ha 水田 0.3ha 計 0.9ha	<基本装備> 硬室フィルムハウス 1,650 m ² 大型ビニールハウス 1,650 m ² 暖房機・燃料タンク・冷蔵庫・薬散用動噴他・灌水施設・内装カーテン装置・作業舎・倉庫・車庫・耕運機・トラック・水槽 <その他> ・消費者ニーズに対応した多品種栽培 ・温室は複合環境制御による自動・省力化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮
⑤ 温室鉢物	<作付面積等> 鉢物 0.13ha 花壇苗 0.10ha 計 0.23ha <経営面積> 施設面積 0.3ha 畑 0.1ha 水田 0.2ha 計 0.6ha	<基本装備> 硬室フィルムハウス 1,000 m ² ビニールハウス 330 m ² 暖房機・燃料タンク・薬散用動噴他・灌水施設・内装カーテン装置・ベンチ・蒸気消毒機・作業舎・倉庫・車庫・トラック・水槽 <その他> ・温室は複合環境制御による自動・省力化 ・直売を主体とした有利販売	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・共同輸送による労力の軽減
⑥ 花壇用苗	<作付面積等> パンジー等 0.1ha 野菜苗 <経営面積> 施設面積 0.2ha 畑 0.3ha 計 0.5ha	<基本装備> ビニールハウス 1,000 m ² 暖房機・燃料タンク・薬散用動噴他・灌水施設・フロントローダー・は種機・ミキサー・作業舎・倉庫・車庫・トラック・水槽 <その他> ・施設年間2回転程度利用 ・作付け品目は少品目多量生産 ・省力機械の導入	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・共同輸送による労力の軽減

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
⑦ 野菜直売	<作付面積> 促成トマト 0.1ha 抑制キュウリ 0.1ha 小計 0.2ha ホウレンソウ 0.3ha コマツナ 0.2ha ネギ 0.1ha サトイモ 0.1ha バレイショ 0.05ha ダイコン 0.1ha キャベツ 0.1ha ブロッコリー 0.05ha 小計 1.0ha <経営面積> 施設面積 0.15ha 畑 0.5ha 計 0.65ha	<資本装備> トラクター・管理作業機・動力噴霧機・作業兼農機具庫・車庫・トラック・パソコン <その他> ・防虫ネット、べたがけ資材、ラノーテープ、生物農薬（BT 剤等）を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用の確保による過重労働の防止
⑧ 露地野菜	<作付面積> ダイコン 0.8ha キャベツ 0.5ha トウモロコシ 0.3ha ブロッコリー 0.2ha バレイショ 0.4ha ニンジン 0.4ha ホウレンソウ 0.3ha カンショ 0.3ha レタス 0.4ha ネギ 0.2ha 落花生 0.3ha 計 3.8ha <経営面積> 畑 2.0 ha	<資本装備> トラクター・管理作業機・動力噴霧機・作業兼農機具庫・車庫・トラック・パソコン <その他> ・防虫ネット、べたがけ資材、生物農薬（BT 剤等）を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・量販店等への地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用の確保による過重労働の防止
⑨ 軟弱野菜	<作付面積等> 施設ホウレンソウ 0.3ha 施設コマツナ 0.4ha 小計 0.7ha 露地ホウレンソウ 0.5ha 露地コマツナ 1.5ha 露地シュンギク 0.2ha 小計 2.2ha <経営面積> 施設用地 0.15ha 畑 1.0ha 計 1.15ha	<基本装備> 大型パイプハウス 1,000 m ² 灌水施設・動力噴霧機・トラクター・管理作業機・作業兼農機具庫・車庫・トラック・保冷庫 <その他> ・防虫ネット、べたがけ資材、生物農薬（BT 剤等）を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥施用、施肥等による生産安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・省力機械の導入等による労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用の確保による過重労働の防止
⑩ 茶	<作付面積等> 茶 2.2ha <経営面積> 畑 2.2ha 山林 0.1ha 計 2.3ha	<基本装備> 防霜ファン・栽培舎(木造)・管理作業機・動力噴霧機・動力剪枝機・動力摘採機・冷房機・暖房機・保冷庫・軽トラック・貨物車(クレーン付)	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・農繁期のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
⑪ 落葉果樹 ＋ 水 稻	<作付面積等> ナ シ 0.5ha ブドウ 0.3ha 水 稻 0.3ha 計 1.1ha <経営面積> 畑 0.8ha 水 田 0.3ha 計 1.1ha	<基本装備> 果樹柵(防鳥防蛾)・作業台・防虫ネット・動力噴霧機・倉庫・耕運機・防除器具・トラック・乗用草刈り機・パソコン ＊以下は5人の共同利用 田植機4条・乾燥機・コンバイン・もみすり機 <その他> ・耕種的防除、天敵等を利用した環境保全型農業技術の導入 ・土壌診断に基づく土づくり、たい肥や有機質肥料の施用等による生産安定化	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ・共同直売所等の地産地消販売ルートの確保充実 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・省力機械の導入等による労働環境の最適化のための農作業環境の改善 ・農作業事故防止対策の徹底 ・農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用の確保による過重労働の防止
⑫ 酪 農 <土地利用型>	<飼養頭数> 成 牛 40頭 育成牛 14頭 計 54頭 <経営面積> 施設用地 0.2ha 飼 料 畑 3.0ha	<資本装備> 成牛舎・育成舎・堆肥舎・サイロ・飼料タンク・バンクリナー・パイプラインルカー・トラクター・バルクレーパー・ローリーハロー・ボトムアップ・フロントローダー・フォレンジハーベスター・プロトキヤスター・ローラー・プランター・ダンブトラック・マニュアルレクター・スプレヤー	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・軽作業のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮 ・畜産ヘルパーの活用
⑬ 酪 農 <都市近郊型>	<飼養頭数> 成 牛 40頭 育成牛 14頭 計 54頭 <経営面積> 施設用地 0.2ha 飼 料 畑 1.6ha	<資本装備> 成牛舎・育成舎・堆肥舎・サイロ・飼料タンク・バンクリナー・パイプラインルカー・トラクター・バルクレーパー・ローリーハロー・ボトムアップ・ショベルローダー・フォレンジハーベスター・プロトキヤスター・ローラー・プランター・ダンブトラック・マニュアルレクター・スプレヤー	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・軽作業のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮 ・畜産ヘルパーの活用
⑭ 肉用牛 <専用種>	<飼養頭数> 黒毛和種 130頭 <経営面積> 施設用地 0.3ha	<資本装備> 牛舎・堆肥舎・自動換気装置・飼料攪拌機・飼料タンク・ダンブトラック・ショベルローダー・牛衡機、倉庫等	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・軽作業のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮 ・畜産ヘルパーの活用
⑮ 肉用種 <交雑種>	<飼養頭数> 交雑種 150頭 <経営面積> 施設用地 0.3ha	<資本装備> 牛舎・堆肥舎・自動換気装置・飼料攪拌機・飼料タンク・ダンブトラック・ショベルローダー・牛衡機、倉庫等	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・軽作業のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮 ・畜産ヘルパーの活用
⑯ 養 豚	<飼養頭数> 繁殖雌豚 70頭 種雄豚 5頭 計 75頭 <経営面積> 施設用地 0.2ha	<資本装備> 繁殖豚舎・分娩舎・育成豚舎・肥育豚舎・自動給餌機・飼料タンク・糞処理施設・ダンブトラック・ショベルローダー・動力噴霧機・秤	・複式簿記記帳による経営と家計の分離、経営分析の実施 ・青色申告の実施 ・農業経営指標による自己チェック	・給料制・休日制の導入 ・軽作業のパート活用など、労力の削減 ・機械化による労働時間の短縮 ・畜産ヘルパーの活用

(2) 新たに農業を営もうとする青年等新規就農者の具体的な経営の指標

年間農業所得 概ね250万円（主たる従事者1人当たり）
 年間労働時間 1,800～2,000時間（主たる従事者1人当たり）

上記の農業経営の指標を、本紙における主要な営農類型で示すと次の通りです。

[個別経営体]（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
① 露地野菜	<作付面積> ホウレンソウ 0.2ha タマネギ 0.05ha ネギ 0.05ha エダマメ 0.05ha ダイコン 0.2ha ナス 0.05ha ほか多品目 <経営面積> 畑 0.6ha	<資本装備> ・トラクター 1台 ・パイプハウス 100㎡ ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 ほか <その他> 直売等を主体とした少量多品目の周年栽培	第2の2に準じる	第2の2に準じる
② 露地野菜 ＋ 施設野菜	<作付面積> 促成トマト 0.1ha 抑制キュウリ 0.1ha キャベツ 0.05ha ダイコン 0.05ha レタス 0.05ha タマネギ 0.05ha バレイショ 0.05ha ほか多品目 <経営面積> 施設面積 0.1ha 畑 0.5ha 計 0.6ha	<資本装備> ・ハウス 1,000㎡ ・暖房機 ・パイプハウス 100㎡ ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 ほか <その他> 直売等を主体とした施設野菜及び多品目露地野菜の周年栽培	第2の2に準じる	第2の2に準じる
③ 露地野菜 ＋ 果樹	<作付面積> 温州みかん 0.2ha ブルーベリー 0.2ha ホウレンソウ 0.1ha キャベツ 0.1ha ダイコン 0.1ha キュウリ 0.05ha ナス 0.05ha スイートコーン 0.05ha ほか多品目 <経営面積> 畑 0.7ha	<資本装備> ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 ほか <その他> 観光農園を主体とした果樹と野菜の複合経営	第2の2に準じる	第2の2に準じる

秦野市都市農業振興計画（改定版）

令和3年（2021年）3月発行

編集・発行：秦野市環境産業部農業振興課
〒257-8501

神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

Tel：0463（82）9626 Fax：0463（82）6256

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp/>



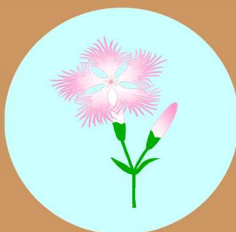
市の木 さざんか



市の木 こぶし



市の鳥 うぐいす



市の花 なでしこ



市の花 あじさい